

水防災意識社会 再構築ビジョンの取組

～平成30年7月豪雨災害を踏まえた取組方針の充実～

【県内8方部全体版】

福 島 県

主な対策

各地域において、**河川管理者・市町村等からなる協議会を設置して、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。**

<ソフト対策> • 住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」へ転換し、重点的に実施。

<ハード対策> • 「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」を実施。

<住民目線のソフト対策>

○水害発生のリスク情報の把握・公表

- 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域の作成・公表
- 立ち退き避難が必要な家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表
- 住民のとるべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良

○住民等の行動につながるリスク情報の周知

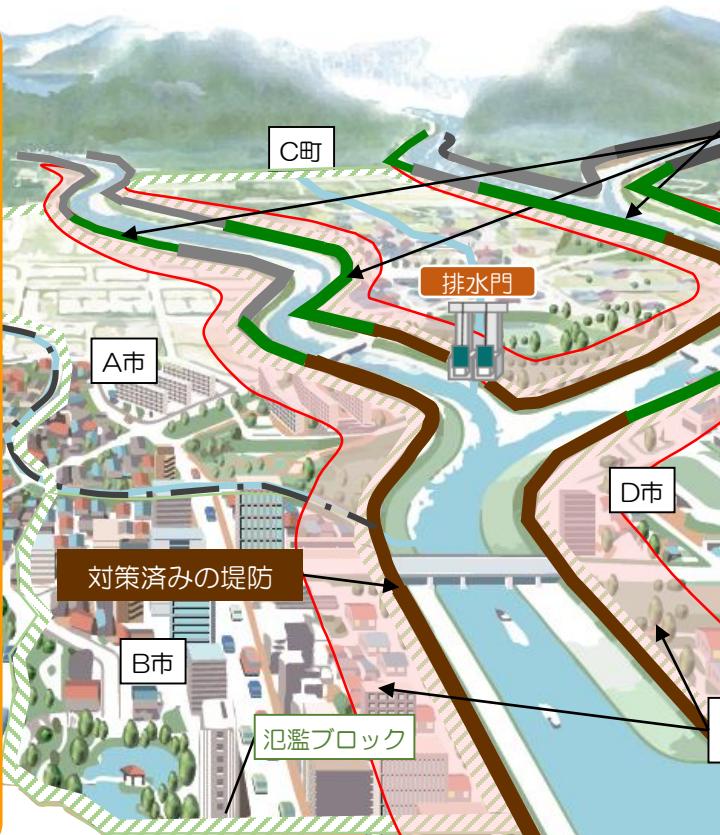
- 氾濫危険水位・避難判断水位の設定及び見直し
- 水害対応タイムラインの作成

○事前の行動計画作成、訓練の促進

- 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成、避難訓練の実施

○避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供

- ホットラインの構築
- 危機管理型水位計の設置



<洪水氾濫を未然に防ぐ対策>

○優先的に整備が必要な区間ににおいて、堤防等河川管理施設を整備を実施

- 河川改修の推進
- 河川の堆砂除去・伐木・除草の推進



桜川（三春町）河川整備

家屋倒壊等氾濫想定区域 ※

※ 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域

減災対策における課題

～岩手県岩泉町での台風10号豪雨災害の例～

● リスク情報の把握・公表

- 小本川は水位周知河川に指定されておらず、浸水想定区域も公表されていなかった。

【県】

- 岩手県は、水位周知河川指定に向けて浸水想定区域の検討を行っていたが、東日本大震災に伴う地盤沈下等により、河川指定、区域公表がなされていなかった。

● 避難行動のきっかけとなる情報の提供

- 小本川沿川地域で避難勧告が出ていなかった。

- 県からの情報が首長に伝わっていなかった。

- 県土木事務所から町職員へ伝達したが、町長へ伝わらなかった。
- 小本川では避難勧告発令の基準を設定しており、今回の災害では基準を超えていた。

【市町村】

- 首長に対する技術的な支援がなかった。

- 水位の上昇が早く臨機の対応ができなかった。

● 事前の行動計画作成、訓練の促進

- 避難行動に踏み切れなかった。

【施設管理者】

- 『避難準備情報』の意味が施設管理者に理解されていなかった。
- 今回被災した要配慮者施設では避難マニュアルがなかったため、具体的な行動として何をすればよいか分からなかった。

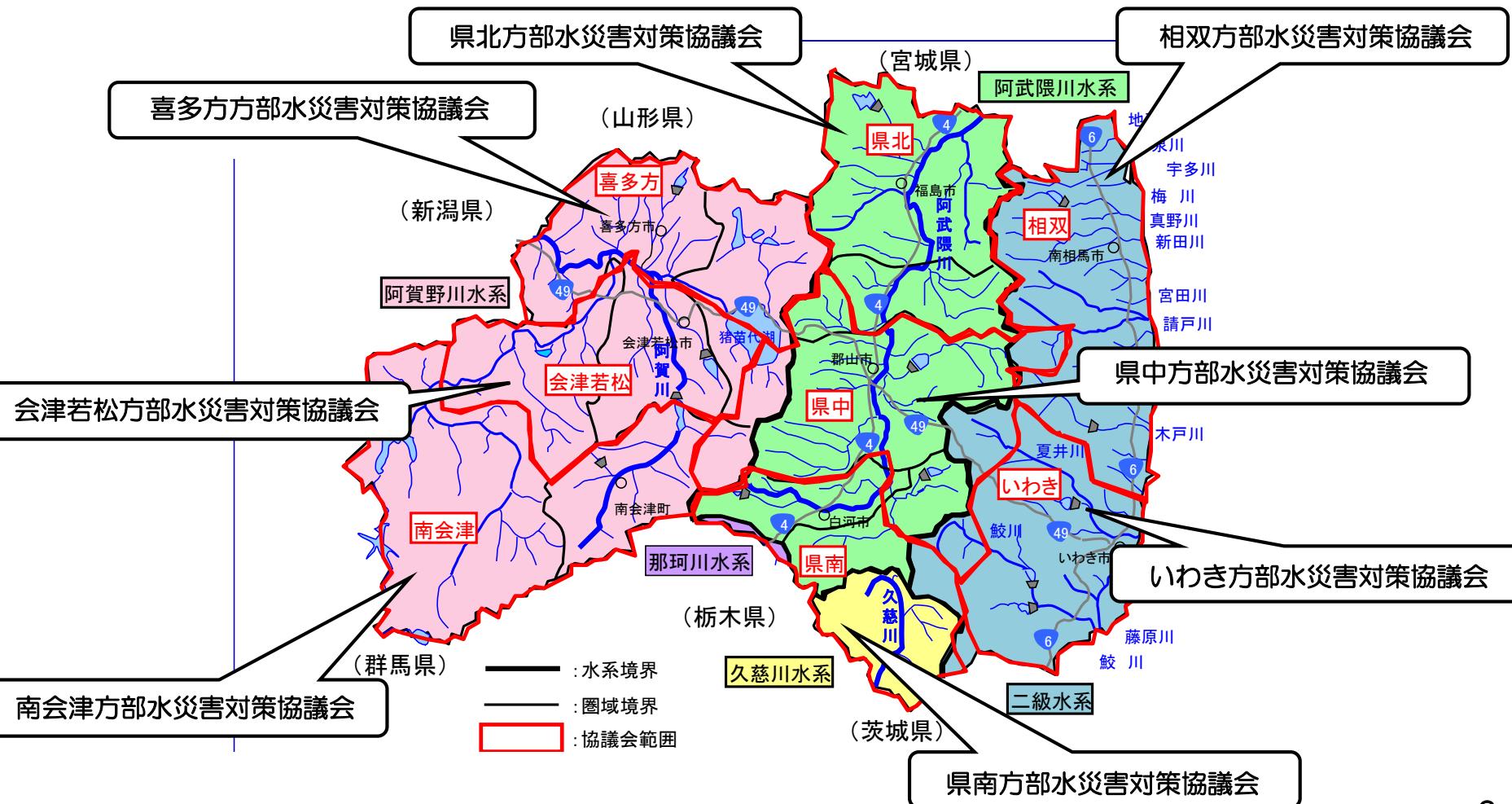
● 堤防等河川管理施設の整備

【県】

- 小本川の河川整備が遅れていた。

「水ビジョン」の取組の実施体制

- 県管理区間の一級河川及び二級河川においては、平成21年度に8つの建設事務所単位で市町村長を構成員とする**水災害対策協議会**を設立し、継続して水災害対策を推進してきたことから、これらの既存の協議会を活用し、平成29年12月に各建設事務所管内毎に今後5年間(H29~R3年度)における取組方針を策定・公表した。



県管理河川「水ビジョン」の取組内容（概要）

※概ね5年で実施する取組（H29～R3年度）

取組内容の概要

主なハード対策

- 1 堤防等河川管理施設の整備
 - 河川改修の推進、河川の堆砂除去・伐木・除草の推進
- 2 水防活動に資する基盤等の整備
 - 水防資機材の充実等

主なソフト対策

- 1 水害発生のリスク情報の把握・公表
 - (1) 想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域の作成
 - (2) 洪水ハザードマップの作成・改良と周知
- 2 住民等の行動につながるリスク情報の周知
 - (1) 沼澤危険水位・避難判断水位の設定及び見直し
 - (2) 水害対応タイムラインの作成
- 3 事前の行動計画作成、訓練の促進等
 - (1) 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成、避難訓練の実施
 - (2) 重要水防箇所の確認
 - (3) 水防訓練の充実（水防体制の強化）
 - (4) 水防に関する広報の充実（水防団員の募集、自主防災組織の設立促進）
 - (5) 関係機関が連携した避難訓練実施、自主防災組織の充実
 - (6) 防災教育の促進
- 4 避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供
 - (1) ホットラインの構築による防災情報の周知
 - (2) 水位計未設置箇所への危機管理型水位計の設置による水位情報の周知

5箇年の取組内容（ソフト対策の対象河川）

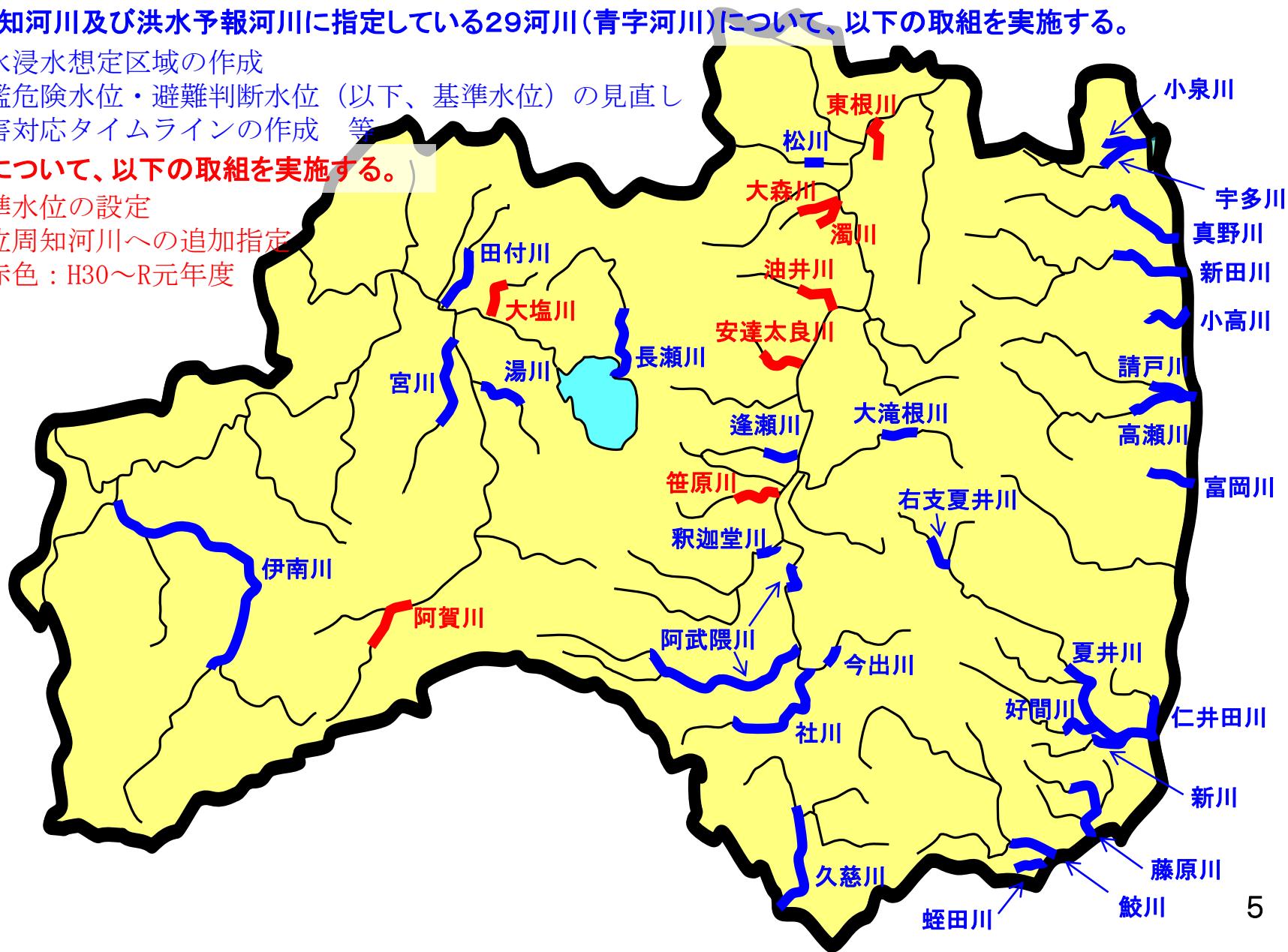
(H29～R3年度)

- 水位周知河川及び洪水予報河川に指定している29河川（青字河川）について、以下の取組を実施する。

- ・洪水浸水想定区域の作成
- ・氾濫危険水位・避難判断水位（以下、基準水位）の見直し
- ・水害対応タイムラインの作成 等

- 8河川について、以下の取組を実施する。

- ・基準水位の設定
 - ・水位周知河川への追加指定
- ※赤色：H30～R元年度



「水ビジョン」の主な取組

1 水害発生のリスク情報の把握・公表

●想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域の作成

氾濫シミュレーションの条件となる計画降雨について、従来の河川改修計画規模から想定最大規模に変更し、既存の洪水浸水想定区域の見直しを実施。

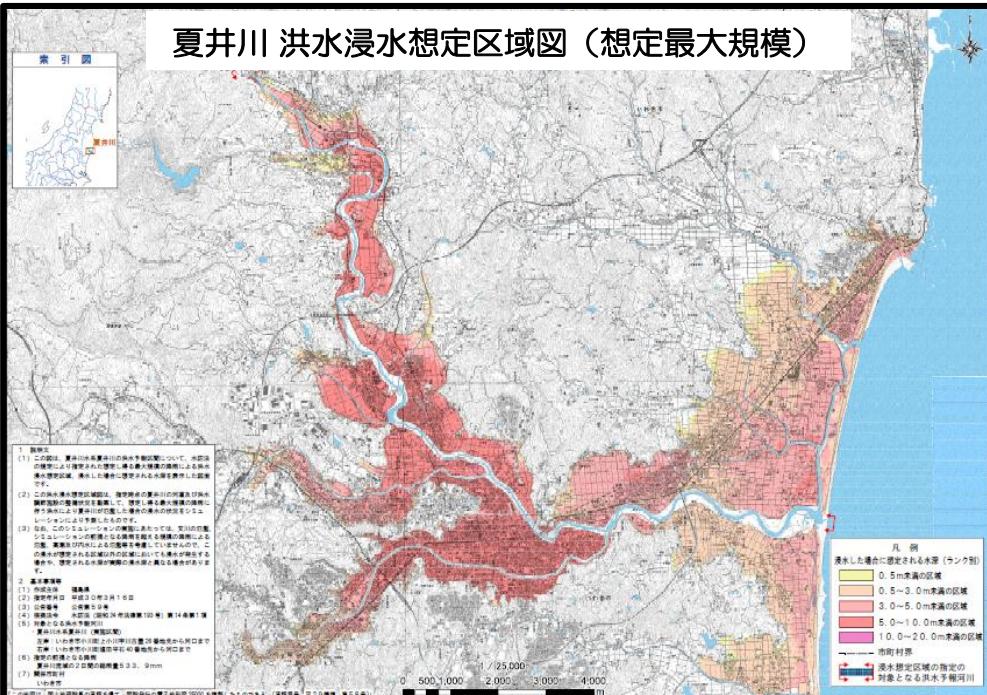
洪水浸水想定区域の見直しに伴い「市町村ハザードマップ」の見直しも実施予定。

【取組内容】洪水予報河川(3)、水位周知河川(26)の計29河川の作成・公表

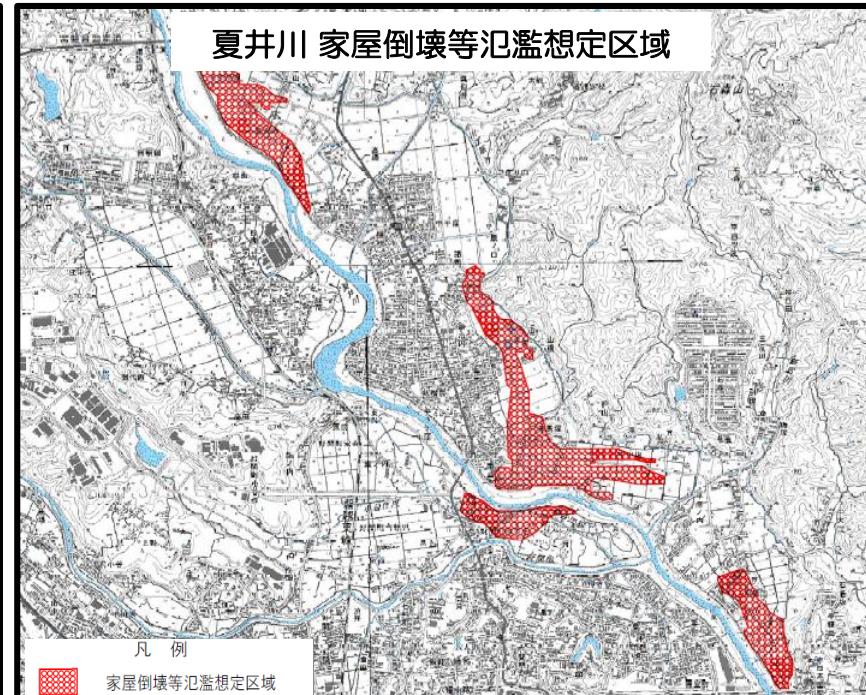
当初予定：R3年度まで → 1年前倒し、R2年度までに作成・公表する。

※今後、新たに追加指定となった河川についても、順次着手予定

洪水浸水想定区域の公表



家屋倒壊等氾濫想定区域※の公表



※家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域

「水ビジョン」の主な取組

2 住民等の行動につながるリスク情報の周知

●氾濫危険水位・避難判断水位（基準水位）の設定及び見直し

関係市町村との協議を踏まえ、新たに指定する水位周知河川の基準水位を設定し、現指定の水位周知河川等29河川の基準水位の見直しを実施。

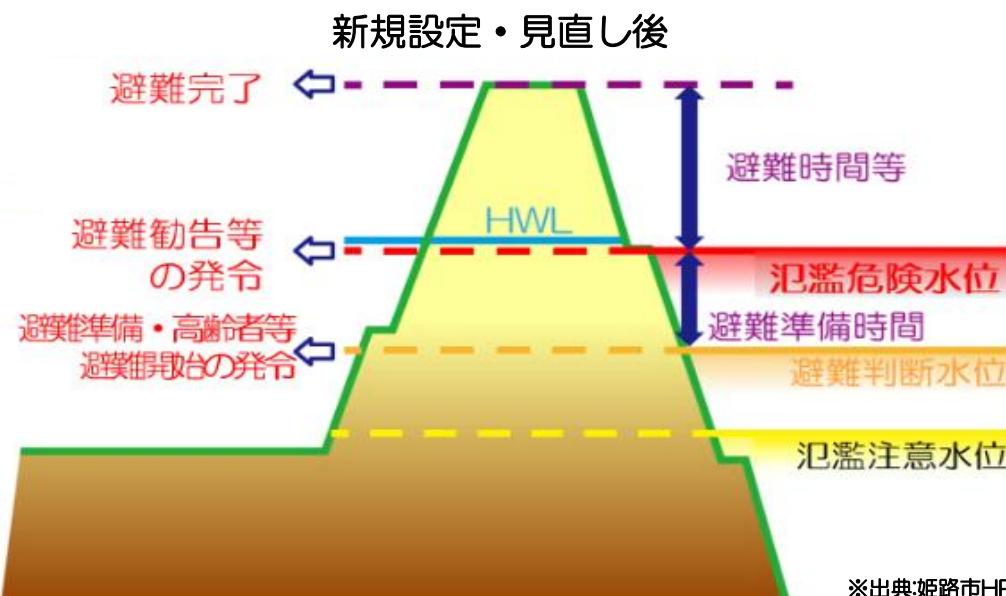
【取組内容】 新たに指定する水位周知河川4河川（安達太良川、大森川、 笹原川、 大塩川）の基準水位の設定。

洪水予報河川(3)、水位周知河川(26)の計29河川の基準水位の見直し

当初予定：R2年度まで → 1年前倒し、R元年度までに見直し・設定する。

※今後、新たに追加指定を検討する河川についても、順次着手予定

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成29年1月）/内閣府



「水ビジョン」の主な取組

2 住民等の行動につながるリスク情報の周知

●水害対応タイムラインの作成

市町村と連携しながら、**水害対応タイムライン（※）を作成。**

※水害対応タイムライン

洪水時の河川氾濫の発生を前提に、河川管理者、市町村等が連携して、洪水時の状況を予め想定し共有したうえで、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理する防災行動計画。

【取組内容】洪水予報河川(3)、水位周知河川(26)の計29河川の作成

H29年度：県素案を市町村へ提供済。引き続き市町村と連携し、R3年度までに作成する。

※今後、新たに追加指定となった河川についても、順次着手予定



タイムラインのイメージ

※出典:タイムライン(防災行動計画)策定・活用指針(国土交通省)

「水ビジョン」の主な取組

3 事前の行動計画作成、訓練の促進等

●要配慮者利用施設の避難確保計画の作成、避難訓練の実施

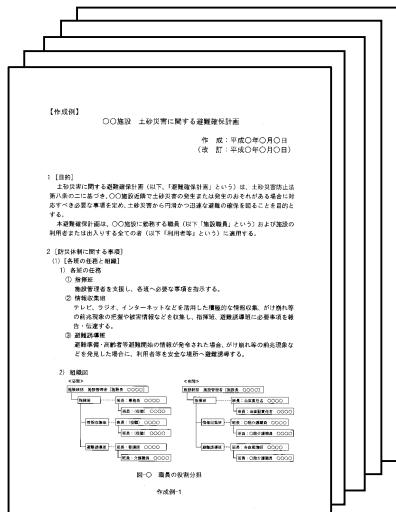
平成29年6月の水防法改正により義務化された洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内における「要配慮者利用施設の避難確保計画の作成・避難訓練の実施」の取組促進。

【取組内容】該当施設の避難確保計画の作成・避難訓練の実施

H29~30年度：防災担当部局等と連携し市町村へ説明会を開催。
引き続き市町村と連携し、R3年度までに作成する。



※出典:要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等に関するパンフレット(国土交通省)



避難確保計画の作成



避難訓練の実施

※出典:水防災意識社会再構築ビジョン
紹介映像/東北地方整備局河川部

「水ビジョン」の主な取組

4 避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供

●ホットラインの構築

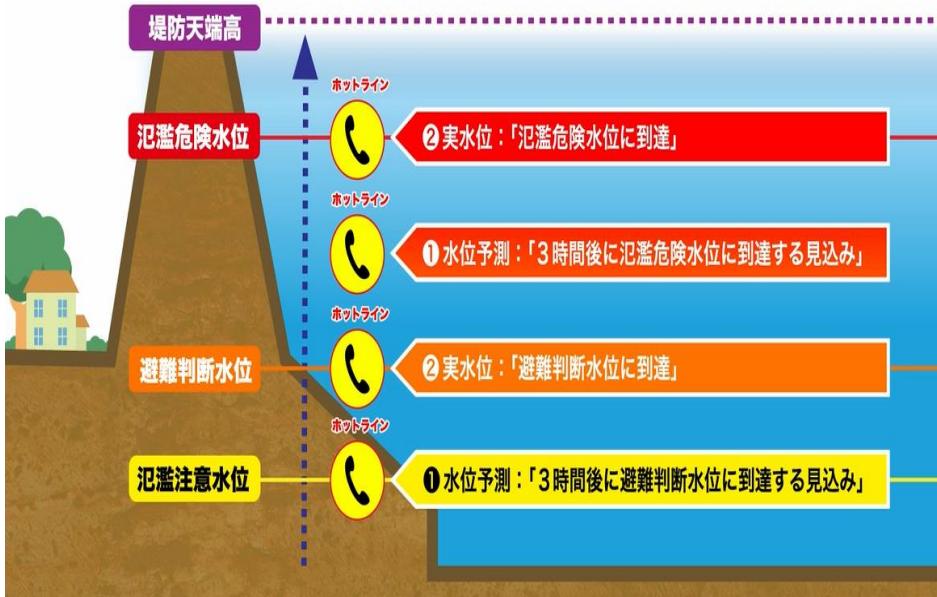
市町村長が避難勧告等の発令を判断するための支援として、
河川情報及び土砂災害警戒情報に係る「ホットライン」の運用開始。

【取組内容】 平成29年6月から運用開始。これまで82回実施済

※河川情報10回、土砂災害警戒情報72回、計82回実施

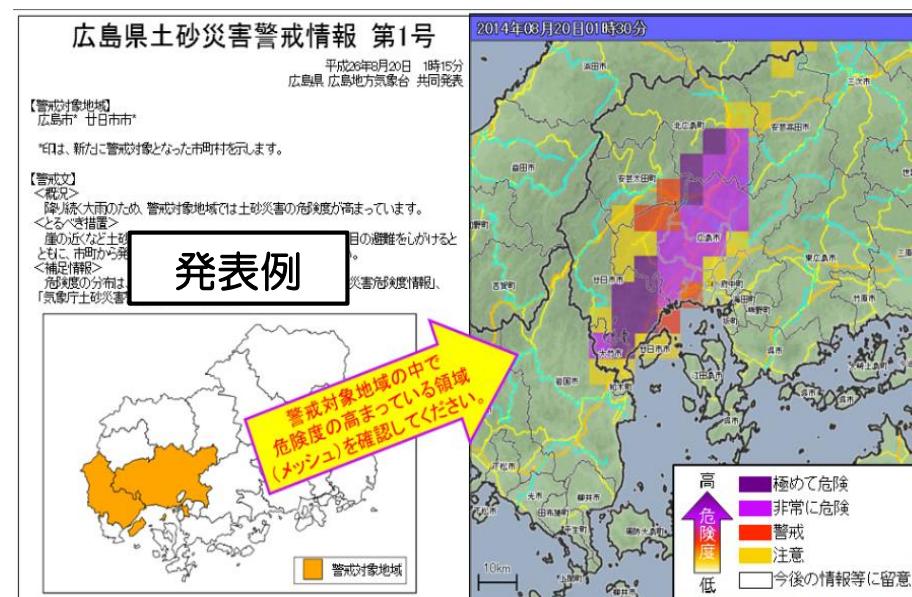


【河川情報ホットライン】



※出典:水防災意識社会再構築ビジョン紹介映像/東北地方整備局河川部

【土砂災害警戒情報ホットライン】



土砂災害警戒情報

土砂災害警戒判定メッシュ情報

※出典:気象台HP

「水ビジョン」の主な取組

4 避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供

●水位計未設置箇所への危機管理型水位計の設置

避難の判断基準となる河川の水位を河川流域総合システムや独自の水位計で情報提供しているところですが、平成29年7月九州北部豪雨等の豪雨災害を踏まえた「中小河川の緊急点検」により抽出した箇所について、**洪水時に特化した低成本の水位計（危機管理型水位計）**を令和2年度目処に整備を進め、避難行動のきっかけとなる水位情報提供の更なる充実を図る。

【取組内容】229河川、342箇所に危機管理型水位計を設置

H30年度～着手、R元年度出水期までに運用開始（既に4基運用開始）

※市町村からの追加要望対応など、設置箇所数が変わる場合有り 〈新たに導入〉

従来の水位計の
メリットはない
が、簡易的な低
コストの水位計

従来の水位計



福島県河川流域総合情報システム
浜野雨量水位観測局舎
(伊南川/福島県南会津町)



浜野雨量水位観測局
超音波式水位計
(伊南川/福島県南会津町)

県内112局

[従来の水位計のメリット]

- ①常時観測が可能(10分毎)
- ②同局で一体的に雨量情報も提供可
- ③15年程度のデータ蓄積可
- ④観測データが高精度
- ⑤自営回線により通信障害が少ない

[デメリット]

- ①初期投資費用が大きい
(1,000万円以上)
- ②維持管理費用が大きい

危機管理型水位計



(例)橋梁設置型



洪水時に特化 低成本な水位計

[危機管理型水位計の メリット]

- ①低成本
(100万円以下/台)
- ②長期間メンテナンスフリー
(無給電で5年以上稼働)
- ③通信コスト縮減
(1000円/月程度)
- ④省スペース
(橋梁等へ添架)
- ⑤クラウド型
(平常時1時間毎,降雨時 5分毎にデータ送信)

今後5箇年の取組内容（ハード対策の対象河川）

(H29～R3年度)

● 57河川について、計画的に河川改修を推進する。

※ 只見川については、会津若松方部、南会津方部の2協議会に
またがるため、各協議会ごとにカウントしている。



平成30年7月豪雨を踏まえた緊急的な取組

- ・防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策
- ・福島県豪雨対策緊急河川整備事業

平成30年7月豪雨による被害の概要

● 平成30年7月豪雨による被害の概要 (平成30年11月6日時点)

- ・平成30年7月豪雨により、西日本を中心に、広域的かつ同時多発的に、河川の氾濫、内水氾濫、土石流等が発生。
- ・これにより、死者224名、行方不明者8名、住家全半壊等21,460棟、住家浸水30,439棟の極めて甚大な被害が広範囲で発生。
- ・避難指示(緊急)は最大で915,849世帯、2,007,849名に発令。
(避難勧告は985,555世帯、2,304,296名に発令。)

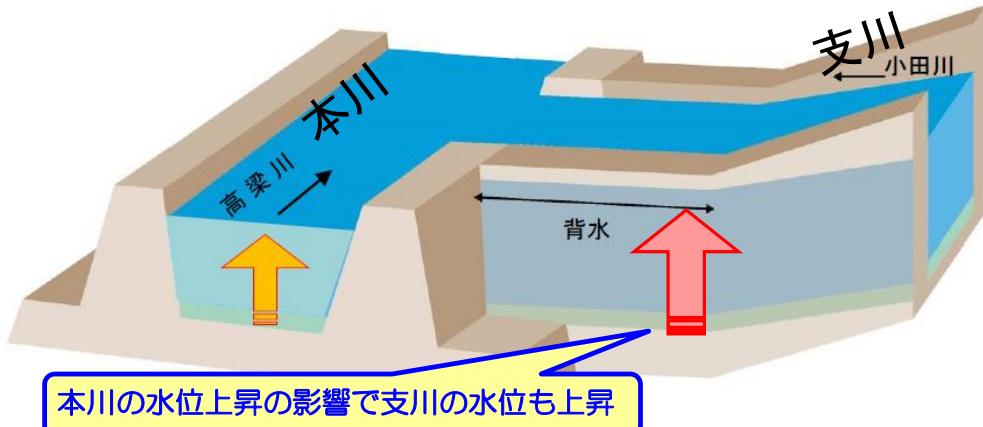
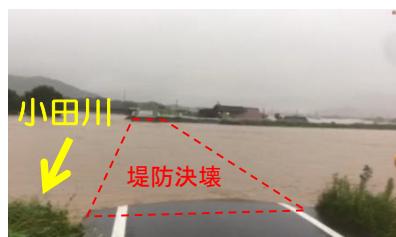
■ 各地の被害状況 (国土交通省提供)



平成30年7月豪雨災害の特徴

● バックウォーター現象に起因する浸水被害の発生

岡山県倉敷市真備町地区の高梁川水系小田川等において、本川と支川の水位が高くなる時間が重なって、支川の洪水が流れにくくなるバックウォーター現象に伴う越水により堤防が決壊し浸水被害が発生した。



平成30年7月豪雨災害の特徴

● 樹木繁茂・土砂堆積による氾濫被害の恐れ

河川に繁茂する樹木や堆積した樹木・土砂により、流下阻害や局所洗掘を起こし、氾濫や施設被害の発生の恐れがあった。

<イメージ>

(出典：国土交通省資料)



平成30年7月豪雨災害の特徴

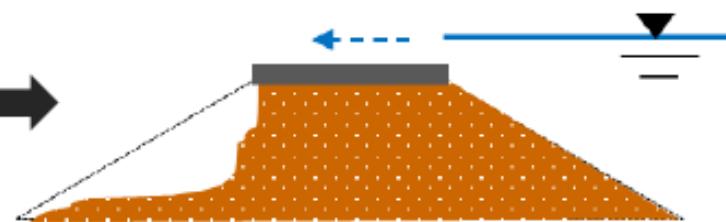
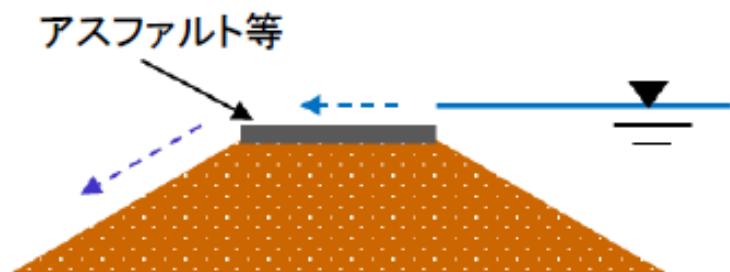
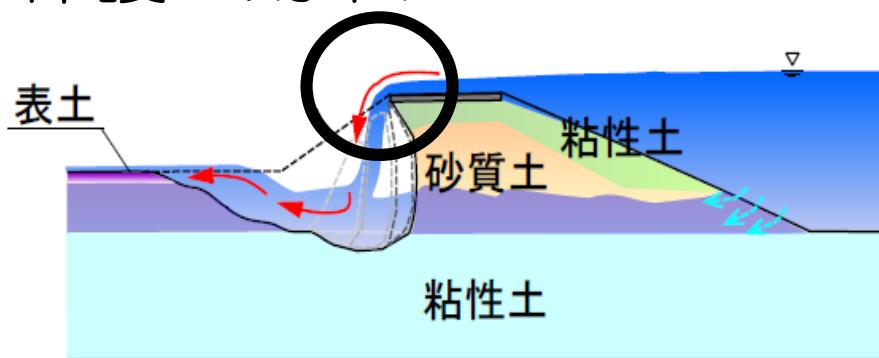
● 堤防天端の保護の必要性

越水等が発生した箇所において、決壩までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造（天端舗装等）であったならば、人的被害の軽減が期待できた。

<堤防天端の保護の効果>

(出典：国土交通省資料)

- 堤防天端をアスファルト等で保護し、堤防への雨水の浸透を抑制するとともに、越水した場合には法肩部の崩壊の進行を遅らせることにより、決壙までの時間を少しでも延ばす効果が期待できる。



※堤防天端をアスファルト等で保護した堤防では、ある程度の時間、アスファルト等が残っている。

平成30年7月豪雨災害を踏まえた課題

課題

● バックウォーター現象に起因する浸水被害の発生

岡山県倉敷市真備町地区の高梁川水系小田川等において、本川と支川の水位が高くなる時間が重なって、支川の洪水が流れにくくなるバックウォーター現象に伴う越水により堤防が決壊し浸水被害が発生した。

→「河川合流部等の河道掘削」の推進

● 樹木繁茂・土砂堆積による氾濫被害の恐れ

河川に繁茂する樹木や堆積した樹木・土砂により、流下阻害や局所洗掘を起こし、氾濫や施設被害の発生の恐れがあった。

→河道断面を拡大する「河道掘削」
+ 流木被害解消を目的とした「伐木」の推進

● 堤防天端の保護の必要性

越水等が発生した箇所において、決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造（天端舗装等）であったならば、人的被害の軽減が期待できた。

→「堤防の強化」の推進

●重要インフラ緊急点検

（以下、重要インフラ緊急点検に関する関係閣僚会議資料（9/21）抜粋）

- 平成30年7月豪雨、台風21号、北海道胆振東部地震等最近の災害に鑑み、電力インフラ、交通インフラを始めとする重要インフラの機能確保について、例えば以下の観点などから緊急点検を実施。
 - ・大規模災害が発生してもブラックアウトのリスク・被害を極小化する
 - ・大規模地震や施設計画を超える洪水、高潮が発生しても、国際空港などの重要インフラの電気設備に致命的な機能障害を生じさせない。
 - ・バックウォーター現象による河川氾濫や長期的な降雨による土砂災害等から国民の生命を守る。

●重要インフラ緊急点検の点検内容（項目）

- 以下の項目に関連する「132項目」の点検を実施。
 - ①ブラックアウトのリスク・被害を極小化する必要がある電力供給に係る重要インフラ
 - ②電力喪失等を原因とする致命的な機能障害を回避する必要がある重要インフラ
 - ③自然災害時に人命を守るために機能を確保する必要がある重要インフラ
- 132項目に基づく、国土交通省水管理・国土保全局関係の調査実施項目は、22項目となっている。
主な調査実施項目は、以下のとおり。
 - 1) バックウォーター現象等による堤防決壊が発生し、5mを超える大規模浸水の危険性がある箇所
 - 2) 樹木繁茂・土砂堆積等による洪水氾濫の危険箇所
 - 3) 洪水氾濫した場合逃げ遅れの危険性が高い箇所 など

「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」の概要

「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」の閣議決定に係る報道発表資料から抜粋

【基本的な考え方】

- 本対策は、「重要インフラ緊急点検の結果及び対応方策」(H30.11.27)のほか、既往点検結果等を踏まえ、
 - 防災のための重要インフラ等の機能維持
 - 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持の観点から、特に緊急に実施すべきソフト・ハード対策について、3年間で集中的に実施するもの。
- 國土交通省では、緊急点検結果を踏まえた対策62項目及び既往点検結果を踏まえた対策等5項目 合計67項目について緊急対策を実施する。

【防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策の概要】(國土交通省関係)

- 緊急点検結果を踏まえた対策
 - 樹木繁茂・土砂堆積等による洪水氾濫の危険性解消に向け**樹木伐採・河道掘削**を実施。
 - バックウォーター現象等による堤防決壊の解消に向け**河道掘削**を実施。 など



【本対策の期間と達成目標】

- 期間：平成30年度～令和2年度の3年間
- 達成目標：防災・減災、国土強靭化を推進する観点から、対策を完了(概成)または大幅に進捗させる。

「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」の概要

「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」の閣議決定に係る報道発表資料から抜粋

【ハード対策】

● 防災のための重要インフラ等の機能維持

○ 水害・土砂災害から国民の命を守るために、インフラを強化する

- ・ 沈没による危険性が特に高い等の区間において、
樹木・堆積土砂等に起因した沈没危険性解消を概ね完了（全国約2,340河川）
- ・ バックウォーター現象等により堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れがある区間において、**河道掘削等を概ね完了（全国約120河川）**



【ソフト対策】

● 災害発生時に命を守る情報発信の充実

○ 迅速な避難につながる河川情報の提供

- ・ 沈没の危険性が高く、人家や重要施設のある箇所において、**災害の切迫状況等を伝える簡易型河川監視カメラ等（全国約3,900箇所）の設置完了**



簡易型河川監視カメラ

平成30年7月豪雨を踏まえた県独自の対応として

- 平成30年7月豪雨を踏まえた対応方針として、
国の「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」(～R2年度)に加え、
県でも更なる治水対策の充実を図るため、
「福島県豪雨対策緊急河川整備事業」(～R2年度)の実施について、
水ビジョンの取組方針に盛り込み、強力に推進。

「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」(交付金事業で実施【H30国補正～R2年度】)

- 樹木繁茂・土砂堆積等による洪水氾濫の危険性解消に向け**樹木伐採・河道掘削**を実施
(条件：過去の浸水実績、浸水域の重要施設の立地状況)
- バッカウーター現象等による堤防決壊の解消に向け**河川合流部等の河道掘削**を実施
(条件：5mを超える大規模浸水の恐れがある危険箇所)
- 河川氾濫による避難時に逃げ遅れの危険性が高い箇所の**築堤等**を実施
(条件：重要水防区域、高齢化率30%以上、背後地人口5千人以上)

↓ 上記の条件に該当しない対策が必要な箇所は、県単独事業で対応する。

「福島県豪雨対策緊急河川整備事業」(県単独事業で実施【H30県補正～R2年度】)

- 早急に対応が必要な**河川合流部等の河道掘削**を実施
(全94箇所：H30年9月補正予算、12月補正予算、R元年当初予算)
- 河川断面を拡大する**河道掘削**と併せて流木被害の予防対策として**伐木**を実施
(全100箇所：R元年当初予算) ※さらにR2当初予算で実施箇所を追加予定
- 堤防を越水に強くするため、天端舗装による**堤防の強化**を実施
(全40箇所：R元年当初予算) ※さらにR2当初予算で実施箇所を追加予定

※実施箇所数については、関係市町村との調整により、今後変動する可能性がある。

「福島県豪雨対策緊急河川整備事業」の概要

目的

平成30年7月豪雨を踏まえた緊急的な取組（H30～R2年度（3年間））

内容

①河川断面の拡大

②洪水時に支障となる
雑木の伐採

③越水時に決壊を遅ら
せるねばり強い堤防
の強化

④河川除草の充実

治水安全度の向上

河川環境の整備

【H30補正予算～R元当初予算】

※実施箇所数については、関係市町村との調整により、今後変動する可能性がある。

● 河川合流部等の河道掘削 94箇所

● 河道掘削と伐木 100箇所

● 河道掘削と伐木(維持管理) 115箇所

● 堤防の伐木(維持管理) 34箇所

● 堤防補強
(舗装+防草シート) 40箇所

● 除草機械の導入 22基

● 除草委託の充実

● ボランティアの支援

※さらにR2当初予算で実施箇所を追加予定

効果

従来の河川改修事業と合わせて、本事業の実施により、**治水安全度の向上**と**河川環境の整備**を推進し、**住民へ県管理河川の変化を訴え**、**防災意識の高揚**を図ることで**県民の安全安心の向上**に寄与。

「福島県豪雨対策緊急河川整備事業」の概要（河川合流部等の河道掘削）

●河川合流部等の河道掘削

・平成30年7月豪雨による浸水被害の原因

○水位上昇による越水・決壊

①河川合流部におけるバックウォーターの影響

②屈曲部等の堆砂の影響

③その他、堆砂等の影響

・県内河川の緊急点検の実施

○平成30年7月豪雨による浸水被害の原因となった上記を踏まえ県内河川の緊急点検を実施。

○その結果、河川合流部等の河道掘削について、緊急対応が必要と認められた。



●県内河川の緊急点検の結果

●「河川合流部等の河道掘削」を全94箇所で実施【H30補正予算～R1当初予算】

対応経過

●H30年9月補正 47箇所（新規47箇所）

●H30年12月補正（ゼロ県） 45箇所（新規29箇所、継続16箇所）

●R元年度当初予算 36箇所（新規18箇所、継続18箇所）

抽出した全94箇所の対応完了

「福島県豪雨対策緊急河川整備事業」の概要（河道掘削と伐木）

●河道掘削と伐木（樹木繁茂箇所の積極的な河道掘削）

・実施概要

- 河道断面を拡大する「河道掘削」と流木被害解消を目的とした「伐木」を推進
- その後の維持管理費用の圧縮にも寄与

・実施箇所の選定方針

※実施箇所数については、関係市町村との調整により、今後変動する可能性がある。

- 地元要望箇所への対応 → 【安全安心】 48箇所
- 特定復興再生拠点区域周辺 → 【帰還支援】 5箇所
- 土砂堆積箇所及び流木災害危険箇所
→ 【予防対策】 47箇所
計100箇所



・河道掘削の効果継続性

※伐木後は、効率的除草(機械化)の実施により良好な河川環境を維持していく(雑木を繁茂させない)



- 集中投資により、治水安全度向上を早期発現
- 流木被害の予防対策（伐木）を推進
- 計画的・効果的な河川維持管理（伐木・除草・河道掘削）に寄与

●「河道掘削と伐木」を全100箇所で実施【R元年当初予算】

選定した全100箇所の対応完了

※さらにR2当初予算で実施箇所を追加予定

「福島県豪雨対策緊急河川整備事業」の概要（堤防の強化）

●堤防の強化（洪水の越流に強い構造（河川堤防）の推進）

・実施概要

- 河川堤防天端を被覆（舗装）により補強
- 除草必要面積の低減と利用者（歩行者や自転車）の利便性向上に寄与

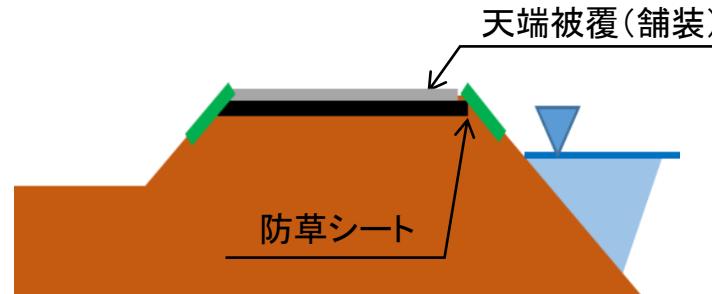
・実施箇所の選定方針

※実施箇所数については、関係市町村との調整により、今後変動する可能性がある。

- | | | |
|-----------|--------------------------|-------|
| ○市街地の河川 | → 【住民の利便性向上】 | 16箇所 |
| ○築堤河川 | → 【堤防決壊リスクの軽減】 | 16箇所 |
| ○小学校などの周辺 | → 【経年的な除草費用を低減・住民の利便性向上】 | 8箇所 |
| | | 計40箇所 |

- ・緊急度の高い（市街地、築堤等）箇所を選定

- ・河川堤防の天端補強



※伐木後は、効率的除草（機械化）の実施により良好な河川環境を維持していくその後の経年的維持管理費の圧縮）

- 集中投資により、河川堤防を強化
- 計画的・効果的な河川維持管理（伐木・除草・河道掘削）に寄与

●「堤防の強化」を全40箇所で実施【R元年当初予算】

選定した全40箇所の対応完了

※さらにR2当初予算で実施箇所を追加予定



● 河川除草の充実（除草機械の導入等の推進）

・ 実施概要

- 河道掘削・河川内伐木の計画的な推進
- 良好な河川環境を維持するため、除草機械等の追加配備と除草面積の拡大を図る

・ 実施方針

- 地元要望箇所の河道掘削と伐木を積極的に実施
- 除草機械の追加配備により効率的除草を推進
 - ・ 小型除草機械8基追加予定
 - ・ 重機等取付除草装置14基追加予定
- 除草及び伐木対象面積を拡大



バックホウ取付型除草装置

※効率的除草（機械化）と合わせて良好な河川環境を維持（雑木を繁茂させない）

- 地元要望箇所の河道掘削を積極的に実施し集中投資することで、その後の経年的維持管理費を圧縮

● 「河川除草の充実」に向け、新たに除草機械を22基導入【R元年当初予算】

今後も引き続き、河川除草の充実を図っていく

(参考) 水防災意識社会再構築ビジョンの取組の経過 (1/2)

○平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長時間の浸水被害、住民の避難の遅れによる多数の孤立者が発生。

→平成27年12月 社会資本整備審議会 答申
「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について
～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」



水ビジョンの取組を国管理河川で推進

●「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築
→『**水防災意識社会 再構築ビジョン**』
※各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会を設置して、ソフト・ハード対策を一体的・計画的に推進。

○平成28年8月に相次いで発生した台風により、北海道、東北地方では中小河川で氾濫被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生。

→平成28年10月7日付け国土交通省 水管理・国土保全局長通知
「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく都道府県等管理河川での取組について



水ビジョンの取組を県管理河川へ拡大

●平成29年6月、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるため、**水防法等の一部を改正**。
〔水防法等改正事項〕
• **大規模氾濫減災協議会の創設** ※取組の実効性、継続性を高めるため**協議会の法定化**
• **要配慮者利用施設管理者等による避難確保計画策定等の義務化** 等



(参考) 水防災意識社会再構築ビジョンの取組の経過 (2/2)

平成
29
年
度

- 8建設事務所単位で設立した水災害対策協議会を活用し、改正水防法に基づく大規模氾濫減災協議会として、
今後5年間における具体的な取組事項(ソフト・ハード対策)について取りまとめ、平成29年12月に各方部ごとの『取組方針』を策定。



福岡県朝倉市

家屋への流木被害の様子
(平成29年7月九州北部豪雨)
※出典:内閣府HP

取組
方針

- ソフト対策
 - ・洪水浸水想定区域の作成
 - ・氾濫危険水位・避難判断水位の設定
 - ・水害対応タイムラインの作成
 - ・要配慮者利用施設の避難確保計画の作成、避難訓練の実施
 - ・水位周知河川への追加指定
 - ・危機管理型水位計の設置
- ハード対策
 - ・計画的な河川改修の推進

○平成30年7月豪雨により、西日本を中心に洪水氾濫や土石流等による被害に加え、複合的な要因による「土砂・洪水氾濫」によって、広範囲かつ同時多発的に極めて甚大な人命被害や社会経済被害が発生。



小田川
高梁川
岡山県倉敷市
小田川の浸水被害の様子
(平成30年7月豪雨)
※出典:国土交通省資料

平成
30
年
度

- 「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」(平成30年12月 閣議決定)
→「重要インフラの緊急点検」結果を踏まえ、特に緊急的に実施すべきソフト・ハード対策について、3年間(～令和2年度)で集中的に実施。



【交付金事業】防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策
(治水対策) 河川合流部等の**河道掘削**の推進
(土砂災害対策) 旧基準による**砂防施設の補強、流木対策**の推進
【県単独事業】福島県豪雨災害対策緊急河川整備事業
河道掘削、流木被害の予防対策(伐木)、堤防の強化等の推進



北海道厚真町
大規模な斜面崩壊の様子
(平成30年北海道胆振東部地震)
※出典:国土交通省資料

- 平成30年7月豪雨を踏まえた緊急対策について、水ビジョンに基づく『取組方針』へ盛り込み強力に推進。

(参考) 水防災意識社会再構築ビジョンの取組の全体概要

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
ハード対策	(H29～R3 年度) <ul style="list-style-type: none">●計画的な河川改修●河道掘削	<p>福島県豪雨対策緊急河川整備事業(H30～R2年度)</p> <ul style="list-style-type: none">●河川の除草(除草機械導入による効率化等)	<p>防災・減災、国土強靭化のための 3か年緊急対策 (H30～R2 年度)</p> <ul style="list-style-type: none">●河川合流部等の河道掘削●流木被害の予防対策(伐木)●堤防の強化(堤防舗装等)●旧基準による砂防施設の補強、流木対策	<p>(H29～R3 年度)</p> <ul style="list-style-type: none">●簡易型河川監視カメラの設置	
ソフト対策					